○外務省告示第五百二十三号

平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）の附属書A、B及びCは、条約第八条及び第二十二条四の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十二年八月二十六日に効力を生じた。

（平成二十一年八月二十六日付け国際連合事務総長通報）

平成二十二年十二月二十四日

外務大臣　前原　誠司

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の一部を次のように改正する。

附属書A第一部の表アルドリンの項の次に次のように加える。

アルファーヘキサクロロシクロヘキサン（＊）	
CAS番号三一九―八四―六	
製造	なし
使用	なし
ベーターヘキサクロロシクロヘキサン（＊）	
CAS番号三一九―八五―七	
製造	なし
使用	なし

附属書A第一部の表クロルデンの項の次に次のように加える。

クロルデコン（＊）	
CAS番号一四三―五〇―〇	
製造	なし
使用	なし

附属書A第一部の表ヘプタクロルの項の次に次のように加える。

ヘキサブロモビフェニル（＊）	
CAS番号三六三五五―〇一―八	
製造	なし
使用	なし
ヘキサブロモジフェニルエーテル（＊）及びヘプタブロモジフェニルエーテル（＊）	
製造	なし
使用	第四部の規定に従う物品

附属書A第一部の表ヘキサクロロベンゼンの項の次に次のように加える。

リンデン（＊）	
CAS番号五八―八九―九	
製造	なし
使用	第二次治療としてのアタマジラミ及び疥癬（かいせん）の防除のための人の医薬品

附属書A第一部の表マイレックスの項の次に次のように加える。

ペンタクロロベンゼン（＊）	
CAS番号六〇八―九三―五	
製造	なし
使用	なし

附属書A第一部の表トキサフェンの項を削る。

附属書A第一部の表に次のように加える。

テトラブロモジフェニルエーテル（＊）及びペンタブロモジフェニルエーテル（＊）	
CAS番号八〇〇一―三五―二	
製造	なし
使用	第五部の規定に従う物品
製造	なし
使用	なし

附属書A第一部注釈(iv)中「ポリ塩化ビフェニルの使用」の下に「、第四部の規定に基づくヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの使用並びに第五部の規定に基づくテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルの使用」を加える。

附属書A第二部の次に次の三部を加える。

第三部　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　「ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル」とは、二・二・四・四・五・五―ヘキサブロモジフェニルエーテル（BDE―一五三、CAS番号六八六三一―四九―二）、二・二・四・四・五・六―ヘキサブロモジフェニルエーテル（BDE―一五四、CAS番号二〇七一二二―一五―四）、二・二・三・三・四・五・六―ヘプタブロモジフェニルエーテル（BDE―一七五、CAS番号四四六二五五―二二―七）、二・二・三・四・四・五・六―ヘプタブロモジフェニルエーテル（BDE―一八三、CAS番号二〇七一二二―一六―五）並びに商業用オクタブロモジフェニルエーテルに含有されているその他のヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルをいう。

(b)　「テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル」とは、二・二・四・四―テトラブロモジフェニルエーテル（BDE―四七、CAS番号五四三六―四三―一）、二・二・四・四・五―ペンタブロモジフェニルエーテル（BDE―九九、CAS番号六〇三四八―六〇―九）及び商業用ペンタブロモジフェニルエーテルに含有されているその他のテトラブロモジフェニルエーテル並びにペンタブロモジフェニルエーテルをいう。

第四部　ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル

1　締約国は、ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある物品の再生利用並びにヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある再生利用された物品から製造された物品の使用及び最終処分を次のことを条件として認めることができる。

(a)　再生利用及び最終処分が、環境上適正な方法で行われ、並びにヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの再利用を目的とした回収に結びつかないこと。

(b)　締約国が、ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルを一定の量又は濃度で含有する物品について、締約国の領域内において販売し、使用し、輸入し、及び製造することが認められる量を超えて輸出することを防止するための措置をとること。

(c)　締約国が、この適用除外を利用する意思を事務局に通告していること。

2　締約国会議は、その第六回通常会合及びその後は一回おきの通常会合において、物品に含有されるヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの廃絶という究極的な目的の達成に向けて締約国が遂げた進展を評価し、並びにこの個別の適用除外のための継続的な必要性を検討する。この個別の適用除外は、いかなる場合にも、遅くとも二千三十年までに効力を失う。

第五部　テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル

1　締約国は、テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある物品の再生利用並びにテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある再生利用された物品から製造された物品の使用及び最終処分を次のことを条件として認めることができる。

(a)　再生利用及び最終処分が、環境上適正な方法で行われ、並びにテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルの再利用を目的とした回収に結びつかないこと。